

平成22年7月15日

No.248

畜産会 経営情報

主な記事

- ① 優良支援の取り組み事例
インターネットを活用した たい肥流通支援システム 村上 圭一
- ② 行政の窓
口蹄疫防疫措置実施マニュアルを作成しました 農林水産省消費・安全局
- ③ 行政の窓
口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜排せつ物等の処理について 農林水産省消費・安全局
- ④ セミナー・経営技術
家畜疾病経営維持資金(口蹄疫関連)に係るQ&A
独立行政法人農畜産業振興機構・社団法人中央畜産会
- ⑤ お知らせ
口蹄疫発生に伴う農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引き上げ特例措置について
- ⑥ あいであ&アイデア
家庭用センサーライトを改造した自動消毒装置 宮園 節夫
- ⑦ 牛肉・豚肉、子牛市況

社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2ディーアイシービル9階
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

優良支援の取り組み事例

インターネットを活用した たい肥流通支援システム

村上 圭一

はじめに



最近の農業を取り巻く環境をみると、都市化・混住化による農村の変化、食生活に対する消費者の安全志向の高まりや高品質化などニーズの多様化が進んでいます。一方で、経済社会の国際化に伴う農畜産物の市場開放や市場競争による価格形成、農畜産物需給の不均衡と地域間競争の激化、さらには中国の経済発展と農産物輸入の増大などが農業経営に大きな影響を及ぼしています。

また、消費者の安全・安心志向から、減農薬、減化学肥料等による環境保全型農業の推進が望まれています。すなわち、従来、増産

技術は主として化学肥料や農薬に依存していましたが、消費者や地域農業政策といった新たな視点に立ち、環境に過度な負荷を与えることなく持続的で安定した農業生産を実現するため、これまで以上に高度な生産技術、かつ現場で活用できる技術が求められています。作物を安定的に生産するためには、計画的な土壌診断を実施し、土壌養分などを十分に考慮した上で的確な土壌管理方針を策定し、地力の維持向上、施肥の合理化を図ることが重要です。

三重県では、中央農業改良普及センターを中心に地域農業改良普及センター・や広域土壌分析センター三重（全農みえ）において土壌診断が計画的に行われています。

最近の土壌診断は、分析そのものは迅速か

つ正確に行うことが可能となり、土壤診断基準が作物の種類や土壤の種類によって異なり、土壤養分の過不足の判定や施肥量の計算は煩雑になっています。一方、家畜ふん尿の適正管理と肥料としての成分表示を明確にし、家畜ふん尿を有効利用する方策が定められました。これにより、ふん尿問題等を軽減するため、生産たい肥の流通促進が急務となっており、耕畜連携を一層図りながら合理的に利用することは持続型農業を推進する上で重要なっています。

ここでは、三重県が開発したインターネットを活用し、家畜ふんたい肥の円滑な流通支援を目的とした新たな情報システム「三重県土壤診断・たい肥流通支援システム」について紹介します。

支援システムの基本構造

本システムはWWW（以下、Webとする）ブラウザを使用し、インターネットを経由してサーバで構築されているデータベース情報を利用し、対応オペレーションシステム上で稼動する「土壤診断システム」と「たい肥情報および施用量計算テーブル」で構成されています。すなわち、土壤診断データ入力およびたい肥情報のデータベース部とWeb運用部からなり、土壤診断結果と処方せん作成機能、データ管理機能などを有しています。本システムは、ホストコンピュータと県内の関係機関をWebで連結することにより、土壤およびたい肥情報を共有化することができます。ま

た、利用者である耕種農家は自宅からWebシステムを利用し、迅速に情報の提供を受けることができます。

システムの特徴

本システムは、インターネットを活用した次世代型の診断システムとして全国的にも知名度が高くなっています（図1）。まず、土壤診断プログラムは、三重県が開発した土壤総合診断システムを基本としています。診断基準は土壤診断基準値を活用し、地域特性に応じた作物生産に対応しています。作物の種類は三重県内で栽培されているほぼすべてを網羅しています。土壤の種類は12土壤群に分類されますが、県内に比較的分布面積が多い黒ボク土、灰色低地土・黄色土（粘質）、灰色低地土・黄色土（礫質）、砂質土の4グループに便宜上分けています。

生産たい肥（畜産農家）は、県内で生産されており、普通肥料登録あるいは特殊肥料届の完了しているものを対象とし、現在90件程



（図1）三重県土壤診断・たい肥流通支援システム
(平成22年6月現在)

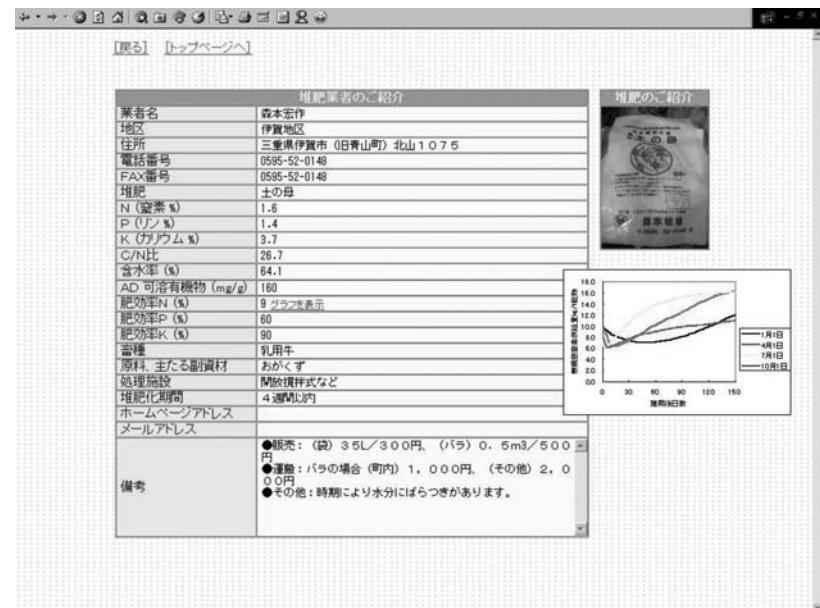
度が登録されています。登録たい肥については地域別にその所在、荷姿、畜種、原料、主たる副資材、たい肥化期間、窒素（AD可溶有機物から推定した12週の窒素肥効）・リン酸・カリ・C/N・含水率などの化学的成分を公開しています。

牛ふん・豚ふんたい肥については新たに速効的（1ヵ月）、遅効的（3ヵ月）窒素肥効パターン（三重県たい肥カルテシステム）として、平成22年4月より試験的に公開しています（図2）。窒素肥効パターンは、中央農業総合研究センターを中心に研究を実施してきた実用技術開発事業18053（農水省）の研究成果を活用しています。

家畜ふんたい肥の施用量計算

家畜ふんたい肥の施用量は、施肥基準の施肥窒素量を基本とし、家畜ふんたい肥の代替率あるいは肥効率を考慮して決定されます。肥効率の算出法は次の通りです。

- ①牛ふん・豚ふんたい肥：AD可溶有機物量で仕分けし、速効的（1ヵ月）、遅効的（3ヵ月）窒素量から計算される値を使用する。
- ②鶏ふんたい肥：全窒素の2乗で計算される値を採用することで、より正確に生産たい肥の特徴を活用できるよう工夫している。ただし、計算により過不足が生じる場合が想定されるため、代替率については30、



（図2）たい肥紹介画面（平成22年6月現在）

40、50、100%の各値を選択し、自動計算させるもの、たい肥施用量の手入力により逆計算させる2種類の方法が設定できる。本システムにより土壤診断結果やたい肥施用量計算結果は、以下の手順によって得られます。

- ①利用者は、分析機関により得られた土壤診断結果数値をシステム上に入力する。
- ②栽培する作物と使用したい堆肥を選択し、土壤診断結果や施肥基準を設定する。
- ③家畜ふんたい肥の窒素代替率あるいはたい肥施用量を任意に設定することで、前述の計算式により自動的にたい肥施用量が算出される。他のたい肥を選択し再計算されることも可能である。なお、リン酸、カリについてはたい肥施用量計算が施肥基準の基肥必要窒素量から算出するため、たい肥施用量から自動計算を行い、不足分は化学肥料などで補うよう表示される（図3）。



(図3) 診断結果およびたい肥施用量計算画面(平成22年6月現在)

新機能農用地土壤情報システム

土壤の経年的変化を正確に把握するためには、定点観測のように同一地点を繰り返し調査することが望ましいのですが、これらを可能とするためには位置情報の取得が必要です。本システムには、土壤図の持つ属性データが自由に検索でき、調査地点の位置が地図上に登録できることから、迅速に土壤情報が活用できます。

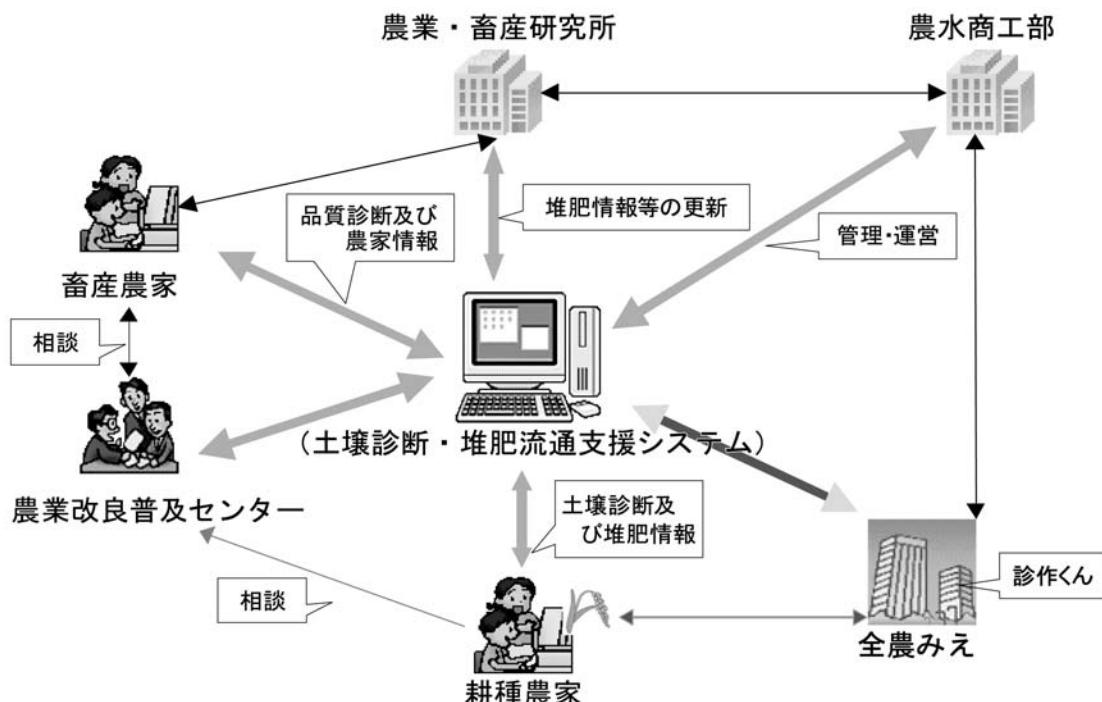
とくに、すでにデジタル化された土壤図と定点調査データ、土壤診断結果を組み合わせて土壤図上で最新の調査データをモニタリングできることから、営農情報としても活用できます。新機能農用地土壤情報システム自体は、本システム上に組み込まれているため、手軽に土壤分布状況や特性、診断結果が検索

できます。

また、既存システムからGISを経由し、緯度経度などを参照して位置情報を手入力でき、データベースからは土壤統名、塩基置換容量などの土壤化学性情報等を取得できるため、周辺土壤の特徴や圃場ごとの経年変化を把握することができます。

システムの利用状況

本システム利用状況は、毎月約1500人程度で推移しています。利用者の主な業種としては、県普及指導員、農協営農指導員、市町職員、一部に大規模営農農家があります。利用者が限定されている要因としては、システム運用に関する県の運用規程の存在が考えられます。この規程は、システム運用にあたり、運用管理者となる機関の長を県知事が承認、



(図4) 診断結果および施肥用算計算画面

登録パスワードを発行し、運用承認が行われます。現在の運用管理者は、県中央農業改良普及センター、各地域県民センター、市町、全農みえ、県内2農協となっています。平成22年6月からは、広域土壤分析センター三重(全農みえ)が運用管理者となり、JA組織内で実施されたほぼすべての土壤診断結果を本システムにコンバートし、診断・運用・活用できるようにシステム改変しました。これらの取り組みが自動的に自走し、運用されることになれば、恐らく全国初の取り組みになるでしょう(図4)。

また、土壤診断表が必ずしも「土づくり」に反映できていない実情を鑑み、より県指導機関との連携を密にすることで、これらの問題を開拓する必要があります。本システムをJA管農指導員が農家への施肥指導として、また生産資材コスト引き下げのツールとしての

活用が期待されます。

土壤診断に基づく 良質米生産

本県の北西部に位置する伊賀地方は、肥よくな土壤と昼夜の気温差が大きいことから、良質米の産地として知られています。ここでは、コシヒカリが中山間地域の基幹品種として栽培され、品質・食味ともに優れた良質米「伊賀米」として高い評価を得ています。しかしながら、これまで土壤診断に基づく良質米生産は行われておらず、品質向上の可能性を残した状況にありました。

そこで、まず地元農協管農指導員が中心となり、稲作向上委員会が設置され、①慣行栽培を見直し、高品質のコシヒカリを栽培する、②安定した収量(目標600kg/10a)・食味(玄米タンパク質含量6%以下)を確保し、

農業所得の向上を実現する、③土づくりによる地区全体の品質を向上させる、の3つを目標に掲げ、地域における土壤診断をスタートさせることになりました。

土壤診断は、まず農家自らが圃場の土壤を採取することから始まり、最終的には土壤診断の処方せんを地元農協、全農みえ、地域農業改良普及センター、農業研究所の合同で作成しています。その後、農協主催の地区勉強会で「土づくり」についての知識を深め、良質米生産に必要な施肥を設計することで、土壤診断結果に基づく支援体制を整備しました。

この勉強会を機に、対象地区では土壤診断実施者が急増し、施肥暦の付属資料が配布されるようになります。最終的にはバランスの良い土壤が増加傾向にあります。さらに、対象地域では、地域内に存在する伊賀牛(肉牛)農家から排出される牛ふんたい肥の積極的な利用についても、現在検討を進めています。

今後の展望

今回紹介した三重県土壤診断・たい肥流通支援システムは、本県土壤診断の核となり、またインターネットを活用することで、土壤および畜産情報がリアルタイムで取得でき、農家が積極的に土づくりに参加できる特徴があります。耕種農家にとっては使用するたい肥情報が得られ、畜産農家にとってはたい肥のPRが可能となります。また、作物生産の向上と持続的な土づくりを推進するため、良質

な家畜ふん尿の適正かつ積極的な利用が図られ、土壤診断情報を一元化することにより、耕種農家と畜産農家が情報を共有し、耕畜連携支援の一助となり得ます。生産現場では、土壤中の腐植含有量を増やす目的で家畜ふんたい肥を施用する生産者が多く、土壤の養分過剰が促進されます。とくに砂質土壤地帯では保肥力が弱いため、その傾向が顕著です。

今後は、家畜ふんたい肥の評価による土壤改良資材あるいは肥料との分類や窒素肥料としての評価手法の確立だけでなく、リン酸やカリウム資材としての評価も重要です。しかしながら、たい肥だけですべての肥料成分をまかなうことは合理的ではなく、不足成分は単肥などの化学肥料を組み合わせることも課題です。さらに、耕種農家がたい肥を用いて高付加価値の農産物を生産することも需要と供給のバランスをとる上で重要であり、土づくりを基本とした栽培体系の再構築も推進することが大切です。

本県が開発したインターネットを介した土壤診断システムが全国的に普及していくことを期待するとともに、地域における行政機関とJAグループの一層の協働が行われることで、新しい農業がみえてくるのではないでしょうか。本県が開発したインターネットを介した土壤診断・たい肥流通支援システムが、全国的に普及していくことを期待しています。

なお、システムのURLは<http://www.taihi.pref.mie.jp/>です。ぜひ一度ご覧ください。

(筆者：三重県農業研究所主任研究員)

行政の窓

口蹄疫防疫措置実施マニュアルを作成しました

農林水産省消費・安全局

宮崎県における口蹄疫の発生については、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づいて防疫対応を実施しており、疑似患畜ならびにワクチン接種家畜の殺処分・埋却が完了しました。

しかしながら、家畜ふん尿などに、いまだに病原体が残存している可能性があり、また、韓国などの近隣国の発生状況などを鑑みると、いったん清浄化が達成されたとしても、予断を許さない状況です。

このような状況を踏まえ、万一、口蹄疫が発生した際にまん延防止を図るために、農林水産省では「口蹄疫防疫措置実施マニュアル」を作成しましたので、その内容を紹介します。

なお、本マニュアルの内容は、必要に応じて適宜見直す予定です。

1 防疫措置の基本方針



本病の防疫対策は、本病の早期発見及び早期通報のための監視体制の強化を図るとともに、発生時においては迅速な殺処分及び埋却等によるまん延防止対策を講じ、その被害を最小限に止めることが基本である。

2 異常家畜の発見の通報



(1) 家畜防疫員は、家畜の所有者、獣医師等から異常家畜を発見した旨の通報を受けた場合は、遅滞なく県畜産主務課（以下、「畜産課」という。）に連絡し、畜産課は既に設置されている場合は国の口蹄疫対策本部（以下、「対策本部」という。）に、設置されていない場合は農林水産省消費・安全

局動物衛生課（以下、「動物衛生課」という。）に連絡する。また、当該通報に係る事項をあらかじめ定められた様式の調書に正確に記録し、緊急的な措置について口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下、「防疫指針」という。）に基づき通報者に指導等を行うとともに現地到着予定時刻を連絡する。

- (2) 家畜防疫員は、原則通報から2時間以内に当該農場に到着する。家畜防疫員は、現地到着後、車両を農場施設の外に置いて、防疫衣を着用し、現地に携行した用具をもって施設内に入る。
- (3) 家畜防疫員は当該施設に入って直ちに、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした臨床

検査を徹底する。その際、すべての異常家畜(異常家畜が多数の場合は代表的な数頭)の病変部位をデジタルカメラで鮮明かつ十分に撮影すること。また、防疫指針に基づき、適切に病性鑑定用材料を採取する。

(4) 家畜防疫員は、最寄りの家畜保健衛生所から当該写真及び飼養状況や病歴等の疫学情報(不明疾病の現地調査票等)を畜産課及び動物衛生課に電子メールで直ちに送付すること。この場合においても、防疫指針に基づき可及的速やかに動物衛生研究所に病性鑑定用材料を送付し、精密検査を依頼する。

(5) 動物衛生課は、送付された写真及び情報に基づき、また動物衛生研究所及び必要に応じ専門家の意見を踏まえ、直ちに病性を判定する。本病である可能性が極めて高く直ちに殺処分する必要があると判定した場合には、直ちに畜産課にその旨を連絡する。なお、動物衛生課は政務三役及び関係部署へ直ちに情報提供する。

(6) 畜産課は当該連絡を受けたら、家畜保健衛生所を通じ農家及び市町村にその旨を連絡する。

(7) 対策本部は、直ちに職員を発生農場に派遣し、現場での防疫作業の円滑化について調整を行うとともに、家畜防疫員と共同して必要な疫学情報等の収集を行う。また、対策本部は、畜産課にその旨を通知し協議した上で、獣医師の派遣、防疫資材や投光器の手配などを直ちに行い、24時間以内の殺処分に必要な支援を行う。

(8) 写真による判定が困難な場合は防疫指針

に従いPCR等の病性鑑定を実施し、その結果に基づき対応する。

(9) 家畜防疫員は、病性が決定されるまでの間、異常家畜の所有者に対し、防疫指針に基づき飼養家畜の隔離、関係者以外の農場への立入禁止、農場の応急的な消毒等を指導し、病原体の散逸防止を図る。

3 発生確認後の発生農場及び周辺における防疫措置



畜産課は、異常家畜が疑似患畜と決定後、直ちに管轄家畜保健衛生所へ次の措置を指示する。

(1) 当該疑似患畜は、当該農場内で疑似患畜と判定後原則として24時間以内に殺処分を終了する。なお、豚の殺処分においては電殺や炭酸ガスによる殺処分など効率の良い方法を検討する。

(2) 迅速かつ効率的な殺処分を行うため、積極的に民間獣医師の有効な活用を行う。また、獣医師以外の者であっても獣医師の指導の下で殺処分への活用を図るものとする。

(3) 埋却地は当該農場又は当該農場の周辺とし、疑似患畜と判定後72時間以内に埋却を完了する。やむを得ない事情により、これらの埋却地を確保できない場合には、公有地（国、県等）を利用する。この際、埋却地への死亡畜の移動に際しては、動物衛生課と協議し、死体等を密閉すること等による十分な病原体の拡散防止措置を講じる。

(4) 殺処分及び埋却作業を行うに当たっては、
 ① 発生農場及び近隣農場の外周部をビニールシートで遮蔽すること等により、病原体

の散逸を防止する。

- ② 消毒薬、殺鼠剤、殺虫剤等を的確かつ迅速に使用し、昆虫、小動物等による病原体の拡散防止を徹底する。
- ③ 農場周辺の通行の制限を実施し、道路への消毒薬の散布（散水車の活用を含む。）などにより、周辺の消毒を徹底する。
- ④ あらかじめ発生農場内に炭酸ソーダ等の消毒薬を散布すること等により、粉じんの飛散を防止するとともに、防疫指針第2の3の(8)（防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点）に従い、発生農場からの病原体の散逸防止に努める。

4 移動制限区域内で講じる防疫措置

- (1) 家畜防疫員は、移動制限区域内にある農場のリストアップを行うとともに、発生農場から半径3km圏内にある農場に対して電話による聞き取り等により、これらの農場における異常畜の有無を速やかに確認する。リストアップされた全ての農場に対し、農場の出入り口に踏み込み消毒槽を設置するとともに、農場内に入る車両及び機材等についてはその入退場時に消毒するように指導する。
- (2) 畜産課は国と協力して、発生後直ちに、発生農場から半径1km圏内にある農場については抗原検査及び抗体検査を、移動制限区域内にある大型肉用牛肥育農場及び大型養豚農場については臨床検査をそれぞれ実施し、口蹄疫ウイルスの浸潤状況を調査する。
- (3) 畜産課は、複数の畜舎を有する農場に対し

て、畜舎間の家畜の移動の禁止を徹底する。

5 その他



- (1) 道路等における消毒ポイントについては、本病の発生確認直後から、車両等による病原体の拡散防止が徹底できるよう、路線等を確認の上、畜産関係車両や防疫作業車両が消毒されるよう設置を工夫すること。特に、畜産関係車両や防疫作業車両については、農場出入りの度に運転手及び車両内部を含め厳重な消毒を徹底するとともに、併せて一般車両の消毒も実施すること。
- (2) 移動制限区域内の農場において家畜を飼養する者及びその家族は外出及び帰宅の際、その都度着替え並びに手指及び靴底等の消毒を徹底することとし、作業着及び作業靴での外出を禁止する。農場の従業員についても同様とする。
- (3) 疫学調査を実施するに当たっては、
 - ① 家畜防疫員は、発生の確認から21日前まで遡って実施すること
 - ② 農場従業員の行動歴、宅配便等の入退場、農場への訪問者等を調査すること。特に農場への訪問者等については訪問前後の行動歴についても調査すること
- (4) 移動制限区域内にある共同たい肥舎については、その利用をやめること
- (5) 病性鑑定について、国は現行のPCR検査に加えて簡易キットの実用化を進める。
- (6) 疑似患畜の埋却が困難な場合に備え、国は移動式レンダリング車と焼却炉との組合せによる焼却の実用化を進める。

行政の窓

口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜排せつ物等の処理について

農林水産省消費・安全局

口蹄疫に感染またはワクチン接種して殺処分した家畜の排せつ物や飼料・敷料には、ウイルスが残っている可能性が高く、そこからの感染を防ぐために、農林水産省では7月1日、口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜排せつ物等の処理について通知しました。

1 汚染物品等の具体的な 処理方法



(1) 固形の家畜排せつ物

作業・運搬中のウイルスの飛散リスクを軽減するために、シートで被覆するなどの飛散防止措置を施した上で農場内で一定期間（疑似患畜が確認された農場については最低42日間、ワクチン接種家畜農場については最低7日間）経過させること。

切り返し、たい肥センターへの運搬等はその後に行い、中心温度が60°C以上になるようない肥化処理を行うこと。

なお、たい肥センター等へ運搬する場合は、密閉型コンテナの利用、シート等による荷台の被覆により、飼料、家畜排せつ物等の漏えいがないようにすること。

(2) スラリー

- ① 可能な場合は固液分離を行い、固体については(1)により処理を行い、液体については(3)により処理すること。
- ② 固液分離を行わない場合には、pH値が5

以下になるよう、クエン酸を攪拌しながら添加すること。ただし、大量の石灰が投入されること等により、既にpH値が相当程度高くなっている場合には、水酸化ナトリウム粒の投入等によりpH値を11以上に上昇させることにより処理することを認めるものとする（この場合、ナトリウムの添加については農作物の種類によっては施肥に適さなくなるとともに、多量の石灰の混入はスラリーを固化させるおそれがあることに留意する必要がある）。

開放型の施設で曝氣する場合はシートで被覆するなど適切な飛散防止措置を行うこと。

(3) 汚水

- ① 凈化処理を行う場合は、放流前に塩酸等でpH値を5以下に一度下げ、その後水酸化ナトリウム等で中和しpH値を5.8～8.6の間に戻すこと等により消毒してから放流すること。なお、開放型の施設の場合、シートで被覆するなど適切に飛散防止措置を行う

こと。汚泥については(1)により処理すること。

② 清化処理を行わず、ほ場散布を行う場合には、(2)の②により処理すること。

(4) 飼料

- ① 原則として、畜舎内に置かれている飼料は、家畜排せつ物等と混合し(1)により発酵消毒するか、焼却または埋却すること。
- ② 飼料庫等畜舎以外の場所に置かれている飼料

ア 粗飼料

外気と直接触れている露出部分に0.4%クエン酸を散布すること。その際は、露出している表面積1m²*あたり250mlをむらのないよう散布し、試験紙により表面のpH値が5以下となっていることを確認すること。この際、石灰、アルカリ製剤等との中和反応や水濡れによる腐敗に注意すること。

* 円筒型240kgの乾草ロールであれば、通常直径120cm、高さ120cm程度。したがって、上・底面の円形部は各約1.1m²、側面部は4.7m²。積み上げられている場合は、目視で概ね露出している部分の割合から必要面積を概算する（例えば、ロール4本を床面に2×2列に並べている場合には、各ロールの底面全てと、側面の1/4が露出していないので、表面積は(1.1m²×4)+(4.7m²×3/4×4)≈18.5m²）

イ サイレージ

密封後2～3週間が経過すれば、通常はpH値が4.2以下に低下することから、露出している表面部分を除去し、さらに外面を消毒すること。また、ラップサイレージ等の未開封の密閉済サイレージについては、破損がないことを確認の上、外面を消毒す

ること。

ウ 濃厚飼料

密封されている場合は、外面を消毒すること。（この際、水濡れによる腐敗に注意すること。）また、畜舎から閉鎖的に隔離されている状態の濃厚飼料は、外面（サイロの外側等）を消毒すること。

(5) 敷料

畜舎内に置かれていた敷料については、原則として、家畜排せつ物等と混合し(1)により発酵消毒するか、石灰と混合の上焼却又は埋却すること。畜舎以外の場所に置かれている敷料については、露出している部分に石灰を散布すること。

2 汚染物品処理に関する 問い合わせ窓口の開設

宮崎県は、国と協力して、家畜防疫、家畜排せつ物の処理、飼料等の専門家からなる相談チームを設置するとともに、相談窓口を開設し、生産者からの問い合わせに応じ、汚染物品等の処理方法について1に掲げた措置をとることが困難な場合における対応等について、助言を行うこと。

3 家畜再導入後の体制整備

1に掲げた措置を講じることにより、再導入後の家畜への感染リスクは極めて小さくなると考えられるが、家畜の再導入に当たっては、家畜防疫員等による臨床検査など別に農林水産省消費安全局動物衛生課長が定める方法により、異常畜の有無を確認すること。

セミナー

経営技術

家畜疾病経営維持資金(口蹄疫関連)に係るQ&A

(6月15日実施追加対策)

独立行政法人農畜産業振興機構
社団法人中央畜産会

農林水産省は、宮崎県における口蹄疫の発生に伴い、畜産農家の経済的な損失や子牛・子豚等の滞留等の問題が生じることから、経営維持のための対策を講じているところですが、6月15日にその追加対策を実施しました。

その中から、本誌No247に掲載しました家畜疾病経営維持資金に係るQ&Aについて、融資枠等の拡大や貸付限度の特認設定等追加された対策内容に即して修正いたしましたので抜粋し掲載します。

Q1：この資金は、どのような内容の資金ですか？

A： 口蹄疫の発生に伴い、影響を受けた畜産経営体に対し、経営継続に必要な資金（経営継続資金）、畜産経営を再開して経営を維持できる程度の収入を得るまでの間に必要な資金（経営再開資金）を一定の貸付条件により融通する融資機関に対して利子補給を行うものです。

本資金制度については、今回の宮崎県における口蹄疫の発生に伴い、以下のような融資枠等の拡大措置（青字部分）が講じられています。

口蹄疫発生に伴う家畜疾病経営維持資金融通事業の拡大について

(うち6月15日実施分の拡充措置については ■ で表記)

1 事業の目的

口蹄疫の発生により被害を受けた畜産経営

に対し、経営の再開・継続に必要な低利資金を融通し、畜産経営を支援する。

2 事業の内容

(1) 貸付対象者

① 経営再開資金（発生農家、殺処分を前提としたワクチン接種及び早期出荷による影響を受けた農家を対象）

口蹄疫の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

② 経営継続資金（移動制限区域・搬出制限区域内農家及び家畜市場の開催中止の影響を受けた九州・沖縄の子牛・子豚出荷農家を対象）

口蹄疫の発生に伴う搬出・移動制限等により経営継続が困難となった者

(資金貸付対象の拡大措置)

① 対象区域を移動制限区域から搬出制限区域内に拡大

② 経営継続資金融通対象者の特例措置として、家畜市場の開催中止の影響を受けた九州・沖縄の子牛・子豚出荷農家に拡大

(2) 貸付条件

(貸付限度額の拡充)

① 経営再開資金（緊急対応）

殺処分を前提としたワクチン接種及び早期出荷による影響を受けた農家に対する經

営の再開に向けた支援のため、個人2000万円、法人8000万円を超える額について、今回の口蹄疫発生における緊急対応として特認規定を設ける（経営再開資金の次の1頭当たり上限額※と飼養頭数を勘案して判断）。

※各畜種1頭当たりの上限額

乳用牛(水牛含む)1頭当たり	64万7千円
肥育牛1頭当たり	82万5千円
繁殖用雌牛1頭当たり	71万2千円
肥育豚1頭当たり	3万2千円
繁殖豚1頭当たり	20万1千円
繁殖豚1頭当たり	32万7千円

② 経営継続資金（拡充）

各畜種1頭当たりの貸付限度額を、1.3倍に拡大

乳用牛(水牛含む)1頭当たり	10万円→13万円
肥育牛1頭当たり	10万円→13万円
繁殖用雌牛1頭当たり	5万円→6万5千円
肥育豚1頭当たり	1万円→1万3千円
繁殖豚1頭当たり	2万円→2万6千円
家きん100羽当たり	4万円→5万2千円
繁殖用めん羊及び山羊1頭当たり	1万円→1万3千円

3 融資枠 300億円

上記、貸付限度額の拡充に伴いさらに融資枠を300億円に拡大

Q3およびQ4関連：

資金融通の対象者（貸付対象者）は？

A：融通の対象者は、口蹄疫の発生に伴い患畜等が確認された農場の所在する市町村および移動制限又は搬出制限が行われた区域内で家畜を飼養する畜産経営体および経営継続資金融通対象者の特例措置として、家畜市場の開催中止の影響を受けた九州・沖縄の子牛・子豚出荷農家が対象になります。
なお、融通は資金別に次の2つに分かれます。

（経営継続資金）

口蹄疫の発生に伴い移動制限又は搬出制限等により経営継続が困難となった畜産経営体および家畜市場の開催中止の影響を受けた九州・沖縄の子牛・子豚出荷農家

（経営再開資金）

患畜または疑似患畜の発生および殺処分を前提としたワクチン接種および早期出荷により家畜等の処分等により経営の停止またはこれに準ずる深刻な影響を受けた畜産経営体

Q8：貸付限度額は？

A：貸付限度額は、資金別に次の2つに分かれます。

（1）経営継続資金

- 乳牛(水牛を含む)1頭当たり 13万円
- 肥育用牛1頭当たり 13万円
- 繁殖用雌牛1頭当たり 6万円5千円
- 肥育豚1頭当たり 1万円3千円
- 繁殖豚1頭当たり 2万円6千円

（2）経営再開資金

- 個人経営 2000万円
- 法人経営 8000万円
- これを超える額について、今回の口蹄疫発生における緊急対応として特認規定を設ける（経営再開資金の次の1頭当たり上限額と飼養頭数を勘案して判断）。

各畜種1頭当たりの上限額

乳用牛(水牛含む)1頭当たり	64万7千円
肥育牛1頭当たり	82万5千円
繁殖用雌牛1頭当たり	71万2千円

肥育豚1頭当たり	3万2千円
繁殖豚1頭当たり	20万1千円
繁殖豚1頭当たり	32万7千円

Q11：借入手続は？

A：借入希望者は、畜産経営維持計画を作成し、融資機関に提出することになりますので、まずは、借入を希望する融資機関にご相談ください。融資機関が、提出された計画の内容を検討の上、妥当と認められる場合、都道府県知事に提出されその審査を経て、中央畜産会経由で機構に提出され、理事長により融資の決定が行われた後に融資が行われます。なお、手続の簡素化から、個人で借入計画額が2000万円以下の場合、法人で借入計画額が8000万円以下の場合は、都道府県知事の承認をもって融資が決定します。

なお、今回の経営再開資金の緊急対応措置の経営維持計画に基づく借入については、借入の迅速化を図る観点から都道府県の知事の承認をもって融資が決定します。

Q13：貸付利率は？

A：貸付利率は、1.425%以内（平成22年6月18日以降）となります。

なお、宮崎県、熊本県、鹿児島県においては、県等の独自の上乗せ利子補給措置により、無利子としています。

Q17：融資枠はいくらですか？

A：口蹄疫対策として、従来の20億円から300億円に融資枠を拡大しています。

Q18：融資は1回限りですか？

A：1回目の借入額が畜産経営維持計画に記入した頭数により算出された限度額以内であれば、その残額の範囲以内で再度、借入を行うことは可能となります。ただし、口蹄疫の影響が続いていることの証明が必要となります。また、2回目以降の借入手続については、融資決定までに時間を有するばかりでなく、事務手続きの煩雑さも予想されることから、1回目の申請に際し、当面の収支状況を十分に確認の上、申請いただくようご指導願います。本資金はあくまでも借入金であり、将来必ず返済する義務を負うものであることから、必要額以上の融資を行わないようご留意ください。

なお、経営継続資金については、1回目の申請額が個人で2000万円、法人で8000万円以内の者で、2回目の申請額でこれを超える場合、知事から機構承認事項となりますのでご注意ください。

Q29：当該経営体が同一の県内のみに複数の農場を有しております、その複数の農場で殺処分が行われた場合、経営再開資金の上限額は増えますか？

A：経営再開資金の限度額は、1経営維持計画当たりのものであり、複数の農場で殺処分が行われても、経営全体で一つの経営維持計画を作成する場合は、定められた限度額（特認限度を含む。）となります。

お知らせ

口蹄疫発生に伴う農林漁業セーフティネット資金の 貸付限度額の引き上げ特例措置について

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業

口蹄疫の発生に伴い影響を受けられている皆さま方に対し、心からお見舞い申し上げます。

6月15日に農林水産省が発表した、口蹄疫発生に伴う関連対策の一環として、日本政策金融公庫農林水産事業では、今回の口蹄疫の発生により影響を受けられた農業者の皆さま方を対象に、経営の維持・安定に必要な資金を融通する、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を以下のとおり引き上げました。

【特例措置の概要】

(1) 対象資金

農林漁業セーフティネット資金

(2) 対象者

平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫の影響により、農業経営の維持安定が困難となった者。

(3) 対象案件

平成22年6月15日から平成24年3月31日までに貸付決定した案件。

(4) 貸付限度額の特例

今回の特例措置	一般
600万円 ただし、簿記記帳を行っており、特に認められる場合は、年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の6／12	300万円 ただし、簿記記帳を行っており、特に認められる場合は、年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の3／12

※貸付限度額は、農林漁業セーフティネット資金の既往残高と今回借入額の合計額により判定する。

【貸付条件】

(1) 利率

0.70～0.95%（平成22年6月18日現在）

利率はご融資時の金利情勢により変動します。最新の金利は、日本公庫等にご照会ください。

(2) 債還期間（据置期間含む） 10年以内

(3) 据置期間 3年以内

【相談窓口】

口蹄疫の発生に係る相談窓口を以下の店舗に設置しています。

宮崎支店農林水産事業

フリーコール 0120-373055

所在地 宮崎市橘通東3-6-30

熊本支店農林水産事業

フリーコール 0120-911724

所在地 熊本市安政町4-22

鹿児島支店農林水産事業

フリーコール 0120-911725

所在地 鹿児島市名山町1-26

農林水産事業本部営業推進部

フリーコール 0120-926478

所在地 東京都千代田区大手町1-9-3
公庫ビル3階

※ご不明な点、お借り入れのご相談がございましたら、上記窓口までご連絡ください。

あいであ & アイデア

家庭用センサーライトを改造した自動消毒装置

宮園 節夫

口蹄疫のウイルス侵入を防ぐためにも、車両の消毒は重要です。しかしながら、車両から1回1回降りて手作業で消毒薬の散布を行うのは、かなりの負担になります。

そこで、身近にある物を使って自動消毒装置を作成しましたので、紹介します。

開発のきっかけ

私は鹿児島県肝付町で繁殖牛146頭、育成牛7頭、子牛106頭を飼養していますが、牛舎には飼料や資材の車が頻繁に出入りします。また、人工授精師の資格を持っているため、他の農家を巡回する機会も多いのですが、その都度、牛舎入り口で消毒を行うと、大変な手間がかかるので、良い方法がないかと考えていました。

そのときに考えたのが、家庭用センサーライトを改造し、車が通るとセンサーが反応して消毒剤を車両全体に散布する自動消毒装置です。以前、牛舎入り口の防犯用の回転灯を同じようにセンサー式で稼動させていた経験からヒントを得ました。



センサー

作り方と使い方

材料は、①容量500ℓのポリタンク、②農薬散布用の動力噴霧器、③家庭用センサーライト、④噴射口、⑤コードです。

このうち、①ポリタンクは元々畜舎にあったものを使用し、②動力噴霧器は友人から譲り受けたので、③～⑤はホームセンターで購入しました。費用は約2万円程度です。

また、消毒液は殺菌効果が高く、近隣の圃場にも影響がないように、食酢を水で1000倍に薄めたものを使用しました。

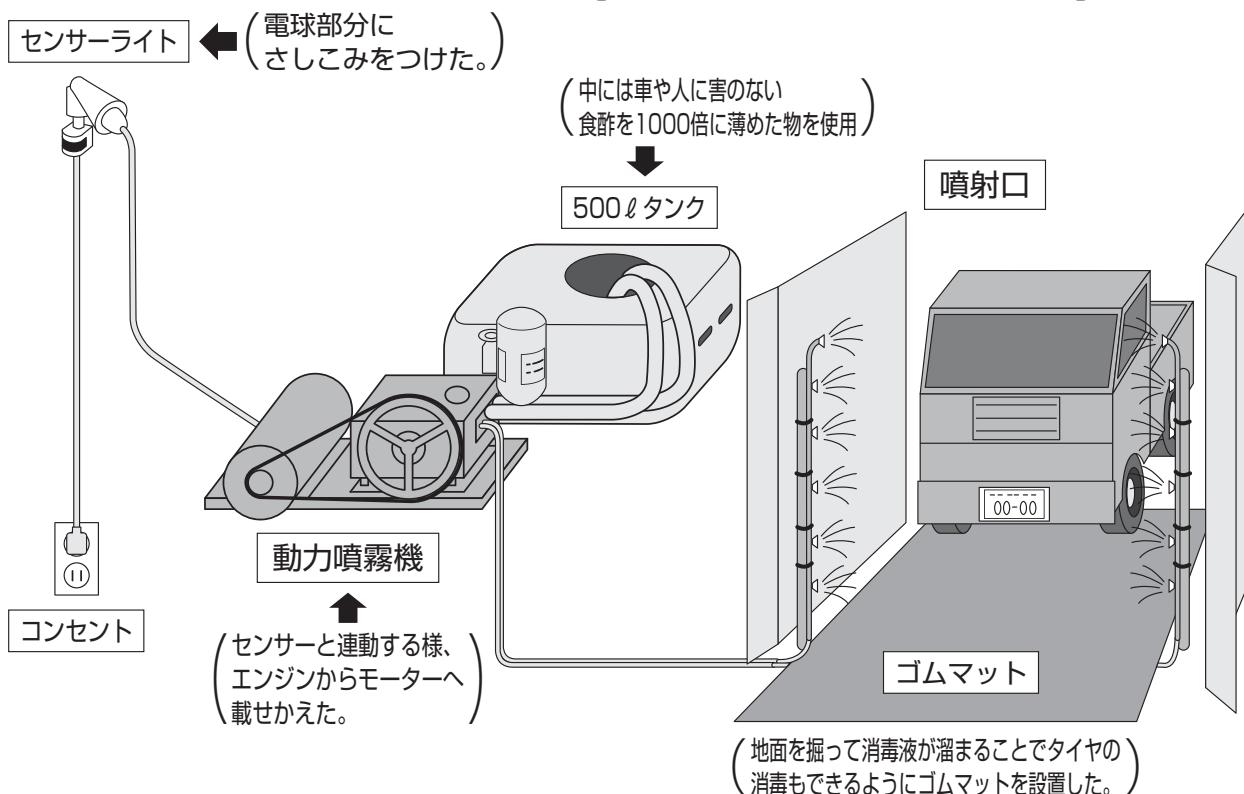


ポリタンク(奥)と電動式動力噴霧器(手前)

動力噴霧器は、ガソリンエンジンを取り外し、古いワラ裁断機のモーターを載せかえることで電気式動力噴霧器とし、家庭用センサーライトに電気式動力噴霧器からコードをつないでスイッチとしました。作製にかかった時間はわずか1日です。

《設計図》

- ・作製期間 → 1日（親子2人で）
- ・費用 → 2万円くらい



苦労したところ、工夫したところ

当初は、センサーから信号が流れで動力噴霧器が作動するまでに、水圧によるタイムラグが発生するため、センサーと噴霧器が近すぎて上手くいきませんでしたが、センサーの位置を調整し、ちょうど車が通るときに消毒液が適切に散布されるようになりました。

身近にあるものを使って低成本で簡単に作れるので、口蹄疫対策だけでなく、日ごろの防疫管理にもぜひ活用してはいかがでしょうか？



消毒中

（筆者：鹿児島県肝付町・肉用牛繁殖経営）

あいであ & アイデア